参考例（書類番号１８－⑬）　居宅介護支援事業所運営規程（例）

指定居宅介護支援事業所の運営規程

居宅介護支援事業所エルピス　運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、株式会社エルピス（以下「事業者」という。）が開設する居宅支援事業所エルピス（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　居宅支援事業所エルピス

（２）所在地　　千葉県山武市湯坂　108-3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（２）介護支援専門員　1人（常勤職員1人、非常勤職員〇人）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（３）事務職員　　人（非常勤職員　人）

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前9時から午後6時までとする。

（３）連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

（事業の提供方法、内容及び利用料等）

第６条　事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものする。

（１）利用者の相談を受ける場所　　第３条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）

（２）使用する課題分析票の種類　　方式

（３）サービス担当者会議の開催場所　　第３条に規定する事業所内（必要に応じて居宅）

（４）介護支援専門員の居宅訪問頻度　　少なくとも月１回以上

（５）モニタリングの結果記録　　月１回

２　第７条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
（１）通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満　　〇円
（２）通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上　　100円
３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第７条　通常の事業の実施地域は、山武市、東金市、八街市、九十九里町とする。

（事故発生時の対応）
第８条　介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（個人情報の保護）
第９条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
２　事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）
第１０条　事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（１）採用時研修　採用後1か月以内
（２）継続研修　年1回
２　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者（個人開設の場合は、「開設者」とする。）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、平成26年1月10日から施行する。
この規程は、平26年1月10日から施行する。←事業開始したのち変更した場合は施行の経過を記載する